

令和8年3月10日
第2回地域公共交通活性化協議会資料

来年度の部会の運営について

1 基本的方向性

「墨田区地域公共交通活性化協議会に関する要綱」第9条に基づく検討部会として、これまで「バス検討部会」を設置し、区内循環バス事業の見直しについて議論を進めてきた。同検討部会については、今後の区内循環バスのルート等の大幅な見直しが想定される場合等に召集するものとし、引き続き、継続設置する。

一方、区内循環バス見直しに係る福祉目的の割引サービスの適用をはじめ、移動制約者に対する移動支援については、福祉関係者を含め、さらなる議論が必要なことから、新たに「新しい移動サービス検討部会」を設置する。

2 各部会の検討事項（令和8年度以降）

(1) バス検討部会

- ア 区内循環バスのルート等の大規模な見直しに関すること
- イ その他、会長が必要と認めること

(2) 新しい移動サービス検討部会

- ア 移動制約者に対する移動支援のあり方（区内循環バスにおける福祉目的の割引サービス適用を含む）について
- イ その他、会長が必要と認めること

3 委員構成

(1) バス検討部会

協議会委員のうち、学識経験者、交通事業者、区民代表、所轄警察署及び区職員

(2) 新しい移動サービス検討部会

協議会委員（学識経験者、交通事業者、区民代表）及び臨時委員（高齢者団体関係者、社会福祉法人、区職員等）

4 今後の予定

第1回新しい移動サービス検討部会は、令和8年6月26日（金）の実施を予定している。